



許可番号第00120056630号

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道岩見沢市北村赤川586番地54

氏名 株式会社北豊商建 代表取締役 小西 良美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和6年(2024年)6月13日

許可の有効年月日 令和11年(2029年)6月12日

### 1. 事業の範囲

破碎(木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)、  
天日乾燥(汚泥(無機性汚泥に限る。))、  
造粒固化(汚泥(無機性汚泥に限る。))。以下余白。

### 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の破碎施設

設置場所 岩見沢市北村中央3番45

設置年月日 平成16年(2004年)8月27日

処理能力 516t/日(6時間) 86t/時間

許可年月日 平成16年(2004年)6月7日

許可番号 空環生第710号

施設の種類 木くずの破碎施設

設置場所 ・岩見沢市北村中央3番45

・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)

設置年月日 平成22年(2010年)9月3日

処理能力 119.2t/日(8時間) 14.9t/時間

許可年月日 平成22年(2010年)8月25日

許可番号 空環生第780-3号

施設の種類  
設置場所

がれき類の破碎施設

・岩見沢市北村中央3番45

・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)

設置年月日 平成27年(2015年)12月14日

処理能力 960t/日(8時間) 120t/時間

許可年月日 平成27年(2015年)11月27日

許可番号 空環生第2059号

施設の種類  
設置場所

木くずの破碎施設

・岩見沢市北村中央3番45

・札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円(工事現場及び工事と一体として管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。)

設置年月日 平成28年(2016年)6月20日

処理能力 272t/日(8時間) 34t/時間

許可年月日 平成28年(2016年)2月25日

許可番号 空環生第2707号

施設の種類

汚泥の天日乾燥施設(無機性汚泥に限る。)

設置場所 岩見沢市北村中央3番45

設置年月日 平成25年(2013年)7月5日

処理能力 89.67m<sup>3</sup>/日(24時間) 3.736m<sup>3</sup>/時間



(別紙)

許可番号 第00120056630号  
業 者 名 株 式 会 社 北 豊 商 建

施設の種類 汚泥の造粒固化施設（無機性汚泥に限る。）  
設置場所 岩見沢市北村中央3番45  
設置年月日 平成25年(2013年)7月5日  
処理能力 1,360m<sup>3</sup>/日(8時間)170m<sup>3</sup>/時間

施設の種類 保管場所1  
設置場所 岩見沢市北村中央3番45  
面積 24.84m<sup>2</sup>  
種類  
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。  
保管上限 4.14m<sup>3</sup>  
高さ 0.5m

施設の種類 保管場所2  
設置場所 岩見沢市北村中央3番45  
面積 315m<sup>2</sup>  
種類  
・がれき類（アスファルトくず）。  
保管上限 236.25m<sup>3</sup>  
高さ 2.25m

施設の種類 保管場所3  
設置場所 岩見沢市北村中央3番45  
面積 928m<sup>2</sup>  
種類  
・がれき類（コンクリートくず）。  
保管上限 1,955.66m<sup>3</sup>  
高さ 5.5m

施設の種類 保管場所4  
設置場所 岩見沢市北村中央3番45  
面積 675m<sup>2</sup>  
種類  
・木くず。  
保管上限 1,245.35m<sup>3</sup>  
高さ 3.87m

施設の種類 保管場所5  
設置場所 岩見沢市北村中央3番45  
面積 300m<sup>2</sup>  
種類  
・汚泥（無機性汚泥に限る）。  
保管上限 216m<sup>3</sup>  
高さ 1.5m

施設の種類 保管場所6  
設置場所 岩見沢市北村中央3番45  
面積 435m<sup>2</sup>  
種類  
・木くず。  
保管上限 772.21m<sup>3</sup>  
高さ 3.87m

施設の種類 保管場所7  
設置場所 岩見沢市北村中央3番45  
面積 417.24m<sup>2</sup>  
種類  
・木くず。  
保管上限 868.11m<sup>3</sup>  
高さ 4.91m

施設の種類 保管場所8  
設置場所 岩見沢市北村中央3番45  
面積 1,213.48m<sup>2</sup>  
種類  
・がれき類（コンクリートくず）。  
保管上限 3,665.41m<sup>3</sup>  
高さ 7.52m

施設の種類 保管場所9  
設置場所 岩見沢市北村中央3番45  
面積 1,248m<sup>2</sup>  
種類  
・がれき類（コンクリートくず、アスファルトくず）。  
保管上限 4,157.33m<sup>3</sup>  
高さ 8.45m

3. 許可の条件

移動式がれき類等破碎施設

- ・施設の移動に当たっては、事業を開始する1週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用計画書（別記様式3）を提出すること。  
なお、施設の稼働によって、周辺の生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。
- ・当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破碎施設使用終了報告書（別記様式4）を提出すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年(2005年)6月16日許可の更新

平成22年(2010年)6月13日許可の更新

平成22年(2010年)9月9日変更許可（木くずの破碎の追加。）

平成25年(2013年)8月5日変更許可（天日乾燥（汚泥（無機性汚泥に限る。））、造粒固化（汚泥（無機性汚泥に限る。））の追加。）

平成29年(2017年)7月25日許可の更新

令和6年(2024年)6月13日許可の更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ — 無 —

## 産業廃棄物処理業

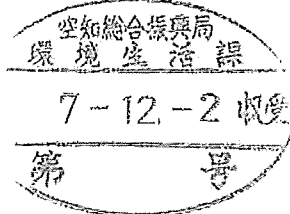
廃止

届出書

変更

令和 7 年 12 月 2 日

北海道知事 鈴木 直道 様



届出者

住 所 北海道岩見沢市北村赤川 586 番地 54

氏 名 株式会社北豊商建

代表取締役 小西 良治

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 0126-55-3223

令和 6 年 6 月 13 日付け第 00120056630 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について (廃止 変更) したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 3 項において準用する同法第 7 条の 2 第 3 項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

|                                                       | 新               | 旧               |
|-------------------------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 廃止した事業又は変更した事項の内容 (規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項を除く。) | 代表者の変更<br>小西 良治 | 代表者の変更<br>小西 良美 |

変更した事項の内容 (規則第 10 条の 10 第 1 項第 2 号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

| (ふりがな)<br>名 称 | 住 所 |
|---------------|-----|
|               |     |

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員 (法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

| (ふりがな)<br>氏 名 | 生 年 月 日 | 本 籍 |
|---------------|---------|-----|
| 役職名・呼称        | 住 所     |     |
|               |         |     |
|               |         |     |
|               |         |     |

廃止又は変更の理由 代表者が変更になったため

備 考

- この届出書は、廃止又は変更の日から 10 日 (法人で規則第 10 条の 10 第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30 日) 以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本産業規格 A 列 4 番)

札幌市中央区北 4 条西 7 丁目 5 番地  
緑苑木下ビル 2 階

環境コンサル行政書士法人

代表行政書士 若 月 瞬

